明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二一九）　二

〔告　示〕
○原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定番号を指定した件（**国家公安委**四四）　二
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（**同**四五）　二
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（**同**四六）　三
○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**二四三）　三
○日本国に帰化を許可する件（**法務**三七八）　三
○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に基づく国税庁長官の権限又は事務の一部を委任する件の一部を改正する件（**国税庁**一二）　四
○職業能力開発促進法第三十条の五第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録試験機関の登録事項を変更した旨を公示する件（**厚生労働**二七五）　四
○職業能力開発促進法第三十条の二十四第一項に規定する厚生労働大臣の指定を受けた指定登録機関の名称を変更した件（**同**二七六）　四
○保安林の指定をする件（**農林水産**一三一～一三一四）　五
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の規定に基づき、平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨の激甚災害に関し定めた件（**経済産業**一八六）　五
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（**同**一八七、一八九）　五
○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件（**同**一八八）　五
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**七四九～七五一）　六
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（**環境**六四）　六
○生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示（**関東信越厚生局**一二）　六
○道路に関する件（**北陸地方整備局**六〇）　六
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一四六～一四八）　六
○道路に関する件（**中国地方整備局**六六～六八）　六
○道路に関する件（**九州地方整備局**一四九、一五〇）　七
○道路に関する件（**北海道開発局**一四六～一四九）　七
○都市計画に関する件（**沖縄総合事務局**二六）　七

〔国会事項〕　八
〔人事異動〕　八
国家公安委員会　警察庁　法務省　最高裁判所　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕　八
労　働　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
〔公　告〕　九
諸　事　項　九
官庁　九
有権者申出方、司法書士懲戒処分、犯罪被害財産支給手続開始決定、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等　一〇
平成二十八年度農林水産省共済組合の決算、企業年金基金清算結了・清算人退任関係　一〇
地方公共団体　一〇
教育職員免許状失効関係　一〇
会社その他　一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二一九号）（内閣府本府）

1　平成二九年六月七日から七月二七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈡　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

㈣　福岡県朝倉市、朝倉郡東峰村及び田川郡添田町並びに大分県日田市の区域に係る激甚災害について公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈤　福岡県朝倉市及び朝倉郡東峰村の区域に係る激甚災害について中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

3　この政令は、公布の日から施行することとした。